

授業ストライキ決行

8月24日(木曜) 14時30分から50分間

* すべての授業ではありません。ストライキを行う講師が当日授業で説明します。

* 学校が組合の要求事項をすべて受け入れた場合にはストを解除し、授業を再開します。

雇い止め(クビ)の危機

学校法人アテネ・フランセで働く私たちフランス人講師は、雇い止め(クビ)の危機にあります。学校は契約期間が切れる講師たちに、新しい契約に合意しなければ、8月末で雇い止め(クビ)にすると通告しました。ところが、この新しい契約は、1時間も最低労働時間を保証しないという驚くべき内容です。さらに、毎学期の授業のために、講師たちは3ヶ月先まで予定を空けておきますが、この契約は、生徒数が少なく授業が開講されない場合、講師に1円も保証しません。

講師にも生活と家族があります。

フランス人講師の多くが、5年以上、10年以上学校で働いています。これまでも社会保険・雇用保険がなく、もちろん退職金もボーナスも各種手当もなく、交通費すらもらえません。すでに厳しい条件のなかで、それでも日本が好きで、学校の生徒のみなさんに教えることが楽しくて働いてきました。しかし私たち講師にも人生があります。家族があり、子どもたちがいます。こんな理不尽な契約で、私たちは生活できません。

そもそも私たち講師には、この新しい契約に応じる義務がありません。労働契約法18条は、5年以上継続して勤務する「労働者」に、原則として、これまでと同じ契約内容で、無期限に働く権利を保証しているからです。つまり、私たち講師は新しい契約に合意しなくとも、これまでの契約の内容で無期限に働く権利があるのです(いわゆる無期転換権です。)ところが、学校は、この権利も認めません。

50分のストライキにご理解をお願いします。

私たち講師は、最低労働時間の保証と、授業が開講されない場合の休業補償(基本賃金の60%)を求めて交渉してきましたが、学校は期限までに回答しませんでした。雇い止め(クビ)となる8月末も迫るなか、私たち講師に残された手段は、授業のストライキしかありません。

とはいえ、教員として、生徒さんたちを巻き込み、授業をしないことに葛藤がないわけではありません。他の教職員や近隣の方々をお騒がせすることも心苦しく思っています。悩みに悩んだ末に、私たちは50分の時限ストライキという結論に至りました。どうか、みなさんのご理解をお願いいたします。

最後に、フランスの文化は文学・芸術・音楽だけではありません。理不尽や脅しに屈せず、連帯し抵抗することも、私たちフランスの文化です。(もちろん、私たちは学校が脅しているとは言いませんが。)

講師は「雇用された労働者」ではないの？

私たち講師には、理不尽な契約に応じる義務がありません。労働契約法 18 条は、5 年以上継続して勤務する「労働者」に、原則として、これまでと同じ契約内容で、無期限に働く権利を保証しているからです（いわゆる無期転換権です。）ところが、学校は、この権利も認めません。この権利は「労働者」の権利だが、私たち講師は「労働者」ではなく、「業務委託の個人事業主」だと言うのです。

労働基準監督署の是正勧告が出ても、学校は「是正」しない。

本当にそうでしょうか？学校は講師たちが「労働者」でないという理屈で、私たちが有給休暇を取ることも認めません。しかし労働基準監督署（厚労省）は、私たち講師が「雇用された労働者」であることを認めています。そして、昨年、有休の取得妨害に関連して、学校に2度の「是正勧告」（行政指導）を行いました。それでも学校は講師の有休を認めず、さらに労働基準監督署に申告した講師の子どもの通う保育園に電話するなど嫌がらせまで行いました。労働基準監督署は、是正勧告が出ても、学校は「是正」しなかった（未是正）と判断しています。

講師は「雇用された労働者」でないと主張しつつ、政府の「雇用」調整助成金は受給する。

さらに、コロナ禍で学校が休校したとき、学校は政府から「雇用」調整助成金として多額のお金を受給しています。これは労働者との雇用関係を維持するための助成金です。もし講師が「雇用された労働者」でないのだとしたら、学校は政府の給付金を不適切に受給したことになります。

学校経営陣の矛盾した言動について、私たちは昨年から説明を求めてきましたが、いまだに納得のいく説明はありません。他方で、学校は「受給した助成金を自主的に返金する気はない」とか、返金のために「労働局に連絡をとった」など、発言を二転三転させながら、助成金受給から3年以上経つ8月18日現在、返金はしていないようです。また、学校は助成金の返金を求められた場合には、その金額を私たち講師に負担させると言います。

学校が政府から助成金をもらうときには、私たち講師は「労働者」であり、学校が私たちに有給を与えたくない、理不尽な契約を提案するときには、私たち講師は「労働者」でないと言うのです。私たちがその矛盾を指摘すると、学校は、助成金の返金を求められた場合、私たち講師に負担させると言うのです。

【追記】8月18日、学校に対してストライキを通告したところ、学校から、私たちの要求に対する回答がありました。学校はプログラム（時間割予定表）に記載する最低授業時間数を契約書に明記してもよいが、その授業が開講されなくても保証はしない、という趣旨でした。そもそもこの最低授業時間数が、実際の授業時間の6割あるいはそれ以下という講師も多いなかで、それも結局は保証されないと言うのでは、これは私たちの要求からは、ほど遠いものです。なぜ、学校はそこまでして講師に1時間の最低労働時間も保証しようとならないのか、どうして学校と講師たちがお互いに安心して働ける職場を作ろうとならないのか、私たちは学校の回答を非常に残念に思います。

アテネ・フランス労働組合
横浜市中区桜木町3-1（3F）
Email : athenee.union@gmail.com
HP、Twitter、Facebook は QR コードからどうぞ。



ホームページ



Twitter/X



Facebook